

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
42	寝屋川市 国民健康保険に関する事務に係る基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

寝屋川市長

## 公表日

令和6年2月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寝屋川市 国民健康保険に関する事務
②事務の概要	①被保険者資格の把握及び管理 ②賦課徴収の決定及び変更 ③保険料の収納管理 ④滞納情報の管理 ⑤給付情報の管理 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	資格賦課関連システム、給付関連システム、滞納管理システム、団体内統合利用番号連携サーバ、自治体中間サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム及び医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
国保情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の30の項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号【照会】別表第二の42、43、44、45、121の項 【提供】別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民サービス部 国民健康保険担当 市民サービス部 徴収・納付担当
②所属長の役職名	市民サービス部課長(国民健康保険担当) 市民サービス部課長(徴収・納付担当)
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-824-1181
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民サービス部 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 (国民健康保険担当) 072-825-2238 (徴収・納付担当) 072-813-1189

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ○ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月15日	「4情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の②法令上の根拠		照会:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条の2(追加) 提供:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条の2、第24条の2、第31条の2(追加)	事後	
平成30年10月15日	事務担当部署	健康部 保険事業室	健康部保険事業室 財務部滞納債権整理回収室	事後	
平成30年10月15日	所属長	阪口 元昭	保険事業室長 滞納債権整理回収室長	事後	
平成30年10月15日	③システムの名称	次期国保総合システム	国保総合システム	事後	
平成30年10月15日	対象人数	平成29年10月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年10月15日	取扱者数	平成29年10月1日	平成30年4月1日	事後	
令和2年7月7日	IV リスク対策		新様式への変更	事後	
令和2年7月7日	対象人数	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月7日	取扱者数	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月7日	請求先	072-824-1181	072-825-2195	事後	
令和2年7月7日	連絡先	健康部 保険事業室 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-813-1182	市民サービス部 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 (国民健康保険担当) 072-825-2238 (徴収・納付担当) 072-813-1189	事後	
令和2年7月7日	部署	健康部保険事業室 財務部滞納債権整理回収室	市民サービス部 国民健康保険担当 市民サービス部 徴収・納付担当	事後	
令和2年7月7日	所属長の役職名	保険事業室長 滞納債権整理回収室長	国民健康保険担当課長 徴収・納付担当課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月7日	「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」の②事務の概要	①被保険者資格の把握及び管理 ②賦課徴収の決定及び変更 ③保険料の収納管理 ④滞納情報の管理 ⑤給付情報の管理	①被保険者資格の把握及び管理 ②賦課徴収の決定及び変更 ③保険料の収納管理 ④滞納情報の管理 ⑤給付情報の管理 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	
令和2年7月7日	「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」の③システムの名称	資格賦課関連システム、給付関連システム、滞納管理システム、団体内統合利用番号連携サーバ、自治体中間サーバ、国保総合システム及び国保情報集約システム	資格賦課関連システム、給付関連システム、滞納管理システム、団体内統合利用番号連携サーバ、自治体中間サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム及び医療保険者等向け中間サーバ等	事後	
令和2年7月7日	「3. 個人番号の利用」の法令上の根拠	30(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条)	30(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年7月7日	「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の②法令上の根拠	照会: 42、43、44、45(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、25条の2、第26条) 提供: 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条)	照会: 42、43、44、45(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、25条の2、第26条) 提供: 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和3年12月24日	対象人数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年12月24日	取扱者数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	「3. 個人番号の利用」の法令上の根拠	30(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の30の項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和3年12月24日	「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の②法令上の根拠	照会: 42、43、44、45(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、25条の2、第26条) 提供: 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号【照会】別表第二の42、43、44、45の項 【提供】別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和6年2月28日	「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の②法令上の根拠	番号法第19条第8号【照会】別表第二の42、43、44、45の項 【提供】別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号【照会】別表第二の42、43、44、45、121の項 【提供】別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和6年2月28日	対象人数	令和3年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年2月28日	取扱者数	令和3年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年2月28日	特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託先における不正な使用等への対策は十分か「十分である」	事後	